

pCHC 株を利用して生産されたキチナーゼに係る食品健康影響評価について

1. 趣旨

「pCHC 株を利用して生産されたキチナーゼ」については、平成 30 年 9 月 26 日付けでナガセケムテックス株式会社から、遺伝子組換え添加物の安全性審査の申請があったことから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号等の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼品目の概要

本品目は、生産性の向上を目的として、*Streptomyces violaceoruber* 1326 株を宿主とし、*Streptomyces griseus* NBRC 13350 株由来のキチナーゼ遺伝子の導入等を行った pCHC 株を利用して生産されたキチナーゼである。

pCHC 株に導入された遺伝子は、すべて *Streptomyces* 属由来のものである。

3. 利用目的及び利用方法

本品目は、カニ殻やエビ殻から調製されたキチンまたはキチンオリゴ糖の加水分解に利用され、従来のキチナーゼと利用目的や利用方法に関して相違はない。

4. 備考

申請者は、本申請品目については、遺伝学上、実験的及び系統学上等の証明により自然界において *Streptomyces* 属間で遺伝子交換が行われることが考察されること、また、*S. violaceoruber* 及び *S. griseus* 等の間では自然に遺伝子の交換がなされていると考えられる科学的知見があることから、pCHC 株から生産されたキチナーゼは、「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当する微生物を利用して製造されたものと考えられるとしている。